

# 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

国立精神・神経医療研究センター病院  
薬剤部

## 【目的】

調剤上の形式的な変更に伴う疑義照会(問い合わせ)を減らし、処方医や保険薬局の負担軽減を図る目的で「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」を運用する。

## 【プロトコル運用および項目】

プロトコルは8項目、事前に合意書を交わすことを前提とし、合意した保険薬局においては、医師による事前の包括的指示と、変更調剤についての事前同意を得ているものとして処方医の確認を必要とせず、変更調剤を可能とする（薬剤師法第23条第2項）

- ① 成分名が同一の銘柄変更（流通不良等に伴う入手困難）
- ② 剤形の変更（安定性や利便性の向上、流通不良に伴う入手困難）
- ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更（安定性や利便性の向上）
- ④ アドヒアランス等の理由により半割、粉碎、あるいはその逆(規格追加も含む)への変更
- ⑤ 処方日数の適正化に関する変更（一部薬剤で処方日数の間違いが明確な場合）
- ⑥ 外用剤の用法(適用回数, 適用部位, 適用タイミング等)が口頭で指示されている場合の用法追記
- ⑦ 「患者希望」「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由による一包化調剤
- ⑧ 経腸栄養剤において、患者希望があった場合のフレーバー変更

## 【変更調剤に関わる原則】

- (1) プロトコルに該当しない又は明確に判断出来ない場合は、処方医に確認(疑義照会)を必要とする。
- (2) 適応相違がある品目の変更調剤は、使用目的が明確に判断出来ない場合、処方医に確認を必要とする。(以前の疑義照会で使用目的が明確な場合はこの限りではない)
- (3) 処方箋上に明確な指示(後発品変更不可、含量・規格・剤形の変更不可 等)がある場合は、その指示に従い、変更調剤を必要とする場合は処方医への疑義照会を必要とする。
- (4) 薬剤を変更する際は治療への影響に留意する。特に以下のような患者に対しては、添加物や賦形剤等に注意を必要とする。(例: ケトン食による糖質制限、乳糖不耐性 等)
- (5) 患者に十分な説明(変更内容、服用方法、患者負担額 等)を行い、必ず同意を得た上で変更する。
- (6) プロトコルに基づいて変更調剤した場合は、変更理由および内容をトレーシングレポート等により処方医に報告する。但し、一般名処方に基づいて調剤した場合、およびプロトコル①～③と⑧に関する変更調剤については連絡不要とする(お薬手帳等への記載のみ)。
- (7) 医療用麻薬および抗がん剤、注射薬については、プロトコルによる変更は不可とする。

## 【運用開始までの手順】

本プロトコルを適正に運用する為、運用開始に際しては、プロトコルの趣旨や各項目の詳細を確認いただいた上で、合意書を交わすことを必須条件とします。合意をご希望される場合は、下記までご連絡ください。

- ① 合意を希望される場合は、当院薬剤部に連絡し、説明を受ける。
- ② プロトコル内容を確認し、運用に同意する場合は HP に掲載されている「合意書」をダウンロードして必要事項を記載する。
- ③ 同一書類(合意書)を 2 部作成し、返信用封筒とともに当院薬剤部宛に郵送する。
- ④ 当院薬剤部にて確認後、運用開始日を記入して 1 部を保険薬局へ郵送する。(薬局保管用)
- ⑤ プロトコルの運用は、合意書に記載された運用開始日から開始するものとする。

連絡先： 国立精神・神経医療研究センター病院 薬剤部 ： TEL(042)341-2711(代表)

## 【関係資料】

「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」(抜粋)

厚生労働省医政局長通知(医政発 0430 第 1 号、平成 22 年 4 月 30 日)

### 1) 薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

以下に掲げる業務については、現行制度の下において薬剤師が実施することができることから、薬剤師を積極的に活用することが望まれる。

- ① 薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。
- ② 以降省略

### 「薬剤師法」第 23 条第 2 項

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

### 「薬剤師法」第 24 条

薬剤師は、処方せんに中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

### ① 成分名が同一の銘柄変更

- ・ 流通不良等に伴う入手困難により変更する場合は、変更理由および患者負担等を説明し同意を得る
- ・ 後発品⇔先発品、先発品→先発品への変更も可とする

《変更例》

アムロジン錠2.5mg(またはアムロジピン錠2.5mg「後発品」) → ノルバスク錠2.5mg

リバスチグミンテープ9mg「後発品」 → リバスタッチパッチ9mg

### ② 剤形の変更

- ・ 安定性や利便性の向上、流通不良に伴う入手困難のための変更に関し、用法・用量が変わらない場合のみ可(変更理由および患者負担を説明し同意を得た場合に限り)
- ・ 後発品⇔先発品への変更も可とする
- ・ 外用剤は消炎鎮痛外用貼付剤のみ可とし、同一成分、同一枚数の場合に限り(軟膏⇔クリームの変更等は不可)

《変更例》

※ 錠剤⇔OD錠、錠剤・カプセル剤⇔散剤、消炎鎮痛外用貼付剤におけるパップ剤⇔テープ剤

アムロジン錠2.5mg ⇔ アムロジンOD錠2.5mg

デパス錠0.5mg(粉碎指示) ⇔ デパス細粒1% 0.5mg

ロキソニンパップ100mg ⇔ ロキソニンテープ100mg

### ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

- ・ 安定性や利便性の向上のための変更に関し、用法・用量が変わらない場合のみ可(変更理由および患者負担を説明し同意を得た場合に限り)
- ・ 診療報酬上、査定対象となる変更調剤は不可(例:リバスチグミンテープ9mg1枚→4.5mg2枚 等)
- ・ 後発品⇔先発品への変更も可とする

《変更例》

アムロジン錠2.5mg 2錠 ⇔ アムロジン錠5mg 1錠

リンデロン-V軟膏0.12% 5g 2本 ⇔ リンデロン-V軟膏0.12% 10g 1本

### ④ アドヒアランス等の理由により半割、粉碎、あるいはその逆(規格追加も含む)への変更

- ・ 安定性や利便性の向上のための変更に関し、用法・用量が変わらない場合のみ可(変更理由および患者負担を説明し同意を得た場合に限り)
- ・ 後発品⇔先発品への変更も可とする

《変更例》

ワーファリン錠1mg 2.5錠 ⇔ ワーファリン錠1mg 2錠 + ワーファリン錠0.5mg 1錠

ラシックス錠20mg 0.5錠 ⇔ ラシックス錠10mg 1錠

#### ⑤ 処方日数の適正化に関する変更

- ・ 処方日数の間違いが明確な場合に限り変更可とする
- ・ 単剤処方の場合は変更不可(疑義照会にて要確認)

《変更例》

週 1 回あるいは月 1 回製剤が連日投与されている場合

(例:他の処方薬が 28 日分で処方されている週 1 回製剤の場合)

アレンドロン酸35mg 1錠 28日分 → アレンドロン酸35mg 1錠 4日分

隔日(1日おき)の服用指示の薬剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合

(例:他の処方薬が 28 日分で処方されている場合)

プレドニン錠5mg 1錠 28日分(1日おき) → プレドニン錠5mg 1錠 14日分(1日おき)

#### ⑥ 外用剤の用法(適用回数, 適用部位, 適用タイミング等)が口頭で指示されている場合の用法追記

- ・ 薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合にのみ変更可とする

《変更例》

ロキソニンテープ100mg 1日1枚 7日分 → 適用部位として「腰」を追記

#### ⑦ 「患者希望」「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由による一包化調剤

- ・ 上記以外の理由はプロトコル範囲外とする。また、処方箋上に「1 包化不可」の指示がある場合は変更不可とする。また、一包化調剤の解除を患者が希望した場合は、処方医への確認を必要とする
- ・ 変更する場合は、必ず患者に服用方法ならびに患者負担について説明後、同意を得て調剤する
- ・ 医薬品の安定性に配慮した調剤とする

#### ⑧ 経腸栄養剤において、患者希望があった場合のフレーバー変更

- ・ 患者希望がある場合のみ変更可(在庫等の理由による変更は不可)

《変更例》

ラコールNF配合経腸用液200mL(ミルク) → ラコールNF配合経腸用液200mL(コーヒー)